

水質検査(浄水) 27箇所		
No.	採水場所	: 浄水場系統
1	柏原町柏原 認定こども園ミライズにじ	: 母坪浄水場系
2	柏原町北中 北中集落センター	: 母坪浄水場系
3	氷上町稲継 稲継公民館	: 氷上中央浄水場系
4	氷上町清住 清住公民館	: 氷上中央浄水場系
5	氷上町氷上 交流センター	: 棧敷浄水場系
6	氷上町朝阪 朝阪公民館	: 氷上南浄水場系
7	春日町古河 古河公民館	: 氷上南浄水場系
8	青垣町大稗 大稗集会所	: 市原浄水場系
9	青垣町東芦田 芦谷公民館	: 西芦田浄水場系
10	氷上町沼 沼公民館	: 西芦田浄水場系
11	春日町野上野 消防本部山東出張所	: 大嶋浄水場系
12	春日町柚津 柚津公民館	: 大嶋浄水場系
13	春日町国領 国領ふるさと館	: 東中浄水場系
14	春日町下三井庄 総合運動公園	: 上三井庄浄水場系
15	春日町野瀬 野瀬集落センター	: 上三井庄浄水場系
16	春日町小多利 小多利公民館	: 多利浄水場系
17	春日町歌道谷 歌道谷公民館	: 歌道谷浄水場系
18	山南町谷川11区地内	: 山南浄水場系
19	山南町阿草地内	: 山南浄水場系
20	山南町岩屋 石龕寺ポンプ所	: 山南浄水場系
21	山南町坂尻 農産物集出荷施設	: 和田浄水場系
22	市島町樽井 樽井公民館	: 友政浄水場系
23	市島町徳尾 大杉公民館	: 新友政浄水場系
24	市島町市島 市島公民館	: 上垣浄水場系
25	市島町白毫寺 白毫寺公民館	: 上垣浄水場系
26	市島町北奥 後地公民館	: 上垣浄水場系
27	市島町戸平 戸平公民館	: 戸平浄水場系

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日								
			11:52	12:30	10:17	11:35								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること			0.0003 未満									
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること			0.00005 未満									
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満									
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満									
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満	0.001 未満									
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること			0.002 未満									
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること			0.004 未満									
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満	0.001 未満									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること			0.45									
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること			0.10									
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること			0.02									
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること			0.0002 未満									
15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg/L以下であること			0.005 未満									
16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－1, 2－ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること			0.004 未満									
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること			0.002 未満									
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満									
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満									
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満									
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.09	0.09									
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満	0.002 未満									
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.002	0.002									
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満	0.003 未満									
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.008	0.008									
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満	0.001 未満									
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.020	0.020									
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満	0.003 未満									
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.005	0.005									
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満	0.005 未満									
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満	0.008 未満									
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること			0.008									
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること			0.02 未満									
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満	0.03 未満									
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること			0.01 未満									
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること			29									
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満	0.005 未満									
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	53.1	51.9	51.2	49.7								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		128	109									
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		246	236									
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること			0.02 未満									
42	(4s, 4aS, 8aR)－オクタヒドロ－4, 8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7, 7－テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること			0.005 未満									
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること			0.0005 未満									
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.6	0.6	0.6								
47	PH値	5.8～8.6－	7.20	7.29	7.24	7.25								
48	味	異常でない－	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない－	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	2								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.2								
	水温		15.5	19.0	20.0	25.5								
	残留塩素	0.10 以上	0.50	0.40	0.40	0.50								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日 12:10	15日 12:55	5日 10:37	9日 11:53								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	53.1	51.9	50.9	50.1								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.7	0.6	0.6								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.27	7.40	7.35	7.41								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		15.0	19.5	21.0	26.0								
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.40	0.40								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日	14日	10日	8日								
			11:13	11:23	11:04	11:29								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	8.4	8.4	8.4	8.7								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	6.80	6.65	6.74	6.77								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		15.6	18.7	21.4	26.2								
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.45	0.40								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日	14日	10日	8日								
			11:52	11:50	11:40	11:50								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－1, 2－ジクロロエチレン			0.04 mg/L以下であること										
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	8.4	8.4	8.5	8.6								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		32.7										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		74										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)－オクタヒドロ－4, 8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7, 7－テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8～8.6 -	6.96	6.78	6.94	6.91								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		14.0	19.1	22.0	26.7								
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.50	0.35	0.35								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日 12:18	14日 12:20	10日 12:07	8日 12:17								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	6.8	6.9	7.1	7.4								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		42.0										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		86										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	6.60	6.48	6.59	6.61								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		15.0	18.9	22.6	27.4								
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.40	0.40								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日 10:58	14日 11:04	10日 10:45	8日 11:08								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	21.0	21.0	20.8	21.2								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.33	7.15	7.32	7.27								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		15.5	18.6	21.1	26.6								
	残留塩素	0.10 以上	0.45	0.35	0.35	0.30								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日								
			11:02	11:38	11:22	10:54								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.11										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	20.9	20.7	20.9	21.0								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		69.7										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		130										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.15	7.17	7.15	7.14								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		15.0	19.5	21.8	28.0								
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.30	0.30								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日								
			11:25	12:34	12:00	12:08								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－1, 2－ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.002										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	6.7	6.3	6.6	6.4								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		29.7										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		63										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)－オクタヒドロ－4, 8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7, 7－テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8～8.6 -	6.92	6.98	6.94	6.88								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		12.3	17.6	20.1	26.6								
	残留塩素	0.10 以上	0.50	0.35	0.30	0.30								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日 11:57	15日 12:00	5日 11:34	9日 11:44								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン			0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	6.7	6.6	6.6	6.7								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		28.3										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		64										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	6.84	6.87	6.81	6.78								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		13.3	18.7	20.4	27.8								
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.40	0.30								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日 12:35	14日 12:45	10日 12:24	8日 12:34								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	6.6	6.5	6.5	6.7								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	6.97	6.85	6.96	6.94								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		14.6	18.5	22.4	27.2								
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.30	0.30	0.35								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日								
			9:22	9:35	13:02	9:15								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	24.2	24.9	25.4	22.7								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	6.75	6.79	6.80	6.80								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		18.0	23.5	24.0	34.0								
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.30	0.20								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日 9:40	15日 9:58	5日 12:45	9日 9:34								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.002										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.014										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	24.9	24.6	26.3	24.1								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		46.0										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		108										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	6.79	6.82	6.89	6.90								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		14.0	19.0	21.0	27.5								
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.30	0.20								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日								
			10:38	11:13	11:47	10:33								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン			0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.009										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.004										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.003										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	4.7	4.8	4.5	4.8								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		27.1										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		49										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3	0.4	1.0	0.5								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.49	7.53	7.47	7.57								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	2	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		14.0	18.5	20.5	27.0								
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.15	0.30								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日 9:56	15日 10:21	5日 12:29	9日 9:50								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	7.1	7.1	7.3	7.4								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.6	0.7	0.8								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.15	7.24	7.32	7.35								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		12.5	17.0	19.0	22.0								
	残留塩素	0.10 以上	0.50	0.40	0.20	0.20								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日								
			10:14	10:43	12:11	10:15								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.08										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.020										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.005										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.030										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.007										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.006										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること		0.02 未満										
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	7.2	7.2	7.4	7.7								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		23.5										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		42										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオスミン)	0.00001 mg/L以下であること	0.000001	0.000002	0.000002	0.000003								
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.6	0.7	0.8								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.41	7.51	7.66	7.75								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		14.0	19.0	21.0	27.0								
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.25	0.15	0.10								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日 9:06	15日 9:15	5日 13:16	9日 8:55								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン			0.04 mg/L以下であること										
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.009										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.004										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.005										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.003										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	4.5	4.6	4.6	4.9								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		12.5										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		29										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.4	0.5	0.8	0.6								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.10	7.14	7.12	7.06								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		12.5	17.0	19.8	27.0								
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.30	0.30								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日								
			11:24	12:05	11:05	11:12								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	4.6	4.7	4.6	4.7								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		29.8										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		49										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.29	7.29	7.29	7.30								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		14.0	18.0	18.0	24.0								
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.25	0.20	0.30								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日 9:54	14日 9:55	10日 9:42	8日 10:00								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.4	12.6	12.1	11.4								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3	0.4	0.4	0.4								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.36	7.21	7.23	7.17								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		11.3	16.0	19.4	24.6								
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.35	0.35								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日 9:13	14日 9:25	10日 9:10	8日 9:30								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン			0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン				0.04 mg/L以下であること									
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.002										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.003										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.003										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.3	12.7	12.0	11.3								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		60.3										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		122										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.4	0.3	0.4								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.24	7.18	7.23	7.39								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		14.7	18.4	22.0	28.6								
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.30	0.35	0.25								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日	14日	10日	8日								
			10:20	10:22	10:04	10:27								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－1, 2－ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.4	12.8	12.1	11.3								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)－オクタヒドロ－4, 8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7－テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.4	0.4	0.3	0.4								
47	PH値	5.8～8.6－	7.30	7.18	7.17	7.15								
48	味	異常でない－	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない－	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		13.2	16.0	19.7	25.1								
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.45	0.35								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日	14日	10日	8日								
			10:45	10:46	10:30	10:54								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.002										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.13										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること		0.18										
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.06										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	3.6	3.7	4.9	5.0								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		17.1										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		54										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	6.59	6.51	6.71	6.68								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	2	2	2	1								
51	濁度	2 度以下	0.2	0.3	0.2	0.2								
	水温		14.8	18.7	22.0	27.4								
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.30	0.30								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日 9:45	15日 9:34	5日 9:59	9日 10:25								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン			0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン				0.04 mg/L以下であること									
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.002										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.004										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	17.8	17.8	18.0	18.6								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		48.6										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		103										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001								
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.57	7.60	7.59	7.51								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		14.4	19.1	21.0	27.7								
	残留塩素	0.10 以上	0.25	0.35	0.35	0.30								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日								
			10:11	10:00	10:21	10:03								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン			0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			0.04 mg/L以下であること										
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.003										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.002										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	23.1	19.8	19.5	19.7								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		53.6										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		120										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7-トリメチルベンシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.18	7.25	7.17	7.13								
48	味	異常でない -			異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		14.4	19.4	21.2	28.2								
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.45	0.50	0.45								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日								
			10:27	10:23	10:38	10:46								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.1	12.8	12.9	12.3								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.10	6.99	6.91	6.85								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		14.7	18.3	19.5	25.3								
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.30	0.30								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日								
			10:42	10:45	10:56	11:04								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること		0.14										
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.002										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.1	12.8	12.8	12.4								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		77.7										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		124										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.22	7.12	7.02	6.98								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		14.7	18.8	20.3	27.8								
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.35	0.25								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日 9:23	15日 9:08	5日 9:34	9日 9:36								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.2	12.9	12.9	12.5								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満								
47	PH値	5.8~8.6 -	7.22	7.14	7.02	6.95								
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		13.7	18.8	20.5	27.9								
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.35	0.40	0.40								

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日 9:05	15日 8:50	5日 9:15	9日 9:20								
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			0.001 未満										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－1, 2－ジクロロエチレン			0.04 mg/L以下であること										
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満										
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満										
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.013										
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.006										
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満										
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満										
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.020										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.009										
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.002										
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満										
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満										
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満										
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	4.5	4.6	4.7	5.1								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		16.9										
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		58										
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)－オクタヒドロ－4, 8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
43	1, 2, 7, 7－テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.5	0.7	1.3	0.8								
47	PH値	5.8～8.6－	7.24	7.26	7.17	7.08								
48	味	異常でない－	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
49	臭気	異常でない－	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない								
50	色度	5 度以下	1	1 未満	2	1								
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満								
	水温		12.4	16.8	18.6	27.2								
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.50	0.55								